

第 21 回対策本部会議 議事録

1 開催日時 令和 3 年 3 月 18 日 (木) 午後 7 時 50 分～午後 8 時 20 分

2 開催場所 浦安市役所 災害対策本部室

3 出席者

本部長：市長

副本部長：両副市長

本部員：教育長、総務部長、危機管理監、企画部長代理、財務部長、市民経済部長、福祉部長、健康こども部長、環境部長、都市政策部長代理、都市整備部長代理、会計管理者、消防長、教育総務部長、生涯学習部長、監査委員事務局長、議会議務局長代理

(事務局)

健康こども部、総務部

4 議題

(1) 状況報告

(2) 緊急事態宣言解除後の対応について

(3) その他

5 議題の概要

(1) 緊急事態宣言の解除及び感染者の状況、新型コロナワクチン接種の進捗報告を行った。

(2) 22 日以降の市公共施設の再開やイベント等について、方向性を確認した。

6 会議経過

(1) 状況報告

本部員：本日の市内感染者数は 5 人で、7 日間での 10 万人あたりの感染者数は 9.4 人。若干増加傾向ではあるが、近隣よりは低い数値になっている。浦安コロナ警報の数値だが、浦安市 10 人、3 市 1 区 234 人でコロナ警報の数値になっている。

本部長：新しい生活様式の中でのコロナ警報を考えていかなければならない。続いて、ワクチン接種の進捗について、報告をお願いする。

本部長：3月16日付千葉県資料「高齢者向け新型コロナウイルスワクチン接種を実施するための新型コロナワクチンの配分先について」によると、4月19日の週に1箱、4月26日の週に1箱が本市に届くことが決まった。1箱で約975回分接種可能である。3月12日付厚生労働省資料「新型コロナワクチンの今後の出荷予定について」によると、5月中は毎週9188箱の供給が見込まれ、6月中も5月を上回る量の供給が見込まれている。6月末までにすべての高齢者に2回接種できる数量出荷ができると示されている。また「ワクチン接種・配分スケジュール（案）」では5月3日以降は供給予定で見込んでいる。4月19日の週は1箱と少ないので高齢者施設から始め、5月は集団接種、6月から個別接種を開始するスケジュールで6月中には高齢者全員に接種できると予測している。

本部長：市民の期待も大きい、スムーズなワクチン接種ができる体制を推進してほしい。高齢者施設の接種について、医師会との調整はどうなっているか。

本部長：医師会会員にアンケートをとった。巡回接種で対応できる曜日を確認している。

本部長：5月の集団接種は応援職員の配置などの体制を整えて、ワクチン接種は円滑に進めていく。

（2）緊急事態宣言解除後の対応について

本部長：本日18時半から県の対策本部が開催された。資料網掛けになっている部分に変更点である。資料を参照されたい。

千葉県の決定事項を踏まえて、市公共施設、イベント等の対応方針を説明する。第一段階の3月22日以降は施設の夜間利用は21時まで、合唱などはマスク着用とするなど網掛け部分に変更点である。イベントに関しては夜間21時までとする、第一段階で募集を再開、第二段階の4月5日以降で公民館主催事業を再開する。

本部長：浦安市医師会に施設利用やイベント再開についてご意見をいただいた。病床数などは一時期よりも落ち着いてきたものの感染者数が減っていないので、施設を再開するときは段階的にしてほしいということだった。

本部長：段階的にということなので第一から第四段階まで経過を見ながら進めていくこと。

本部長：小中学生の屋外スポーツ団体より、上位大会に向けて練習を再開しないと大会に間に合わない、20、21日の土日に特例で屋外スポーツをやりたいというご要望や市長への手紙へのご意見、ご要望も多くいただいている。この2日間を特例で認めていただきたいと考えている。

本部長：精査して教育長、生涯学習部、教育総務部の判断で決めてもらえればよい。小中学生への対応に限り20日、21日の土日は開放すること。

本部長：屋外、屋内施設とも各団体の感染対策計画書を見て判断したい。

本部長：使う人が不利にならないように、周知を速やかに行うこと。

(3) その他

本部長：前回会議で指示のあった売店の運営状況を調査した結果を報告する。

いずれの施設もコロナの影響で閉館、利用者減により売り上げがかなり落ち込んでいる。事業所から売り上げ減少による更なる支援、光熱水費減免の要望はきていないが、一つの事業者からは、支援があれば続けられるという要望があった。すべての施設において使用料や貸付料を免除している。

本部長：今後どうしていくのか。

本部長：一つの事業所のみしか支援要望はきていないので、行政財産の使用料、貸付料はすべて減免になる。実費徴収分を減免するかどうか。話がきていないのでこのまま続けていきたい。

本部長：行政財産の使用料、貸付料は免除、光熱水費の実費徴収分に関しては、今後各部署で状況を把握して支援が必要かどうかを早急に挙げていただきたい。

予断を許さない状況が続いている。引き続きの啓発と各団体への緊急事態宣言解除後の対策徹底をお願いします。

7 決定事項

- ・緊急事態宣言の解除が決定したことから、22日以降の各施設の再開やイベント等について、市公共施設、イベント等への対応方針に基づき実施すること。
- ・ただし、市内の小中学生が所属するスポーツ団体などで、県大会等の上位大会を控えている場合などは、20日（土）より施設の使用再開を可能とする。